

第 4 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成23年12月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成23年12月12日（月曜日）

午前10時02分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 吉 永 和 世  
 副委員長 森 浩 二  
 委員 西 岡 勝 成  
 委員 鬼 海 洋 一  
 委員 早 川 英 明  
 委員 大 西 一 史  
 委員 荒 木 章 博  
 委員 城 下 広 作  
 委員 井 手 順 雄  
 委員 佐 藤 雅 司  
 委員 田 代 国 広  
 委員 淵 上 陽 一  
 委員 内 野 幸 喜  
 委員 磯 田 毅  
 委員 緒 方 勇 二

欠席委員（1人）

委員 浦 田 祐三子

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一  
 環境局長 山 本 理  
 環境局環境立県推進課長 田 代 裕 信  
 環境保全課長 清 田 明 伸  
 自然保護課長 小 宮 康  
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治  
 公共関与推進課長 中 島 克 彦  
 企画振興部  
 交通政策・情報局  
 企画振興部審議員兼  
 交通政策課課長補佐 小 原 信  
 商工観光労働部  
 新産業振興局長 真 崎 伸 一  
 新産業振興局  
 首席審議員兼産業支援課長 高 口 義 幸  
 新エネルギー産業振興課長 森 永 政 英  
 農林水産部  
 生産局長 麻 生 秀 則  
 水産局長 神 戸 和 生  
 政策調整審議員兼  
 農林水産政策課課長補佐 白 石 伸 一  
 生産局農業技術課長 松 尾 栄 喜  
 園芸課長 野 口 法 子  
 畜産課長 平 山 忠 一  
 農村振興局農地整備課長 田 上 哲 哉  
 森林局森林整備課長 河 合 正 宏  
 林業振興課長 岡 部 清 志  
 森林保全課長 本 田 良 三  
 水産局水産振興課長 鎌 賀 泰 文  
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人  
 水産研究センター所長 南 本 健 成  
 土木部  
 土木技術審議監兼  
 河川港湾局長 上 谷 昌 史  
 土木技術管理課長 西 田 浩  
 道路都市局土木審議員兼

道路整備課課長補佐 松 永 清 文  
 土木審議員兼  
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬  
 土木審議員兼  
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一  
 下水環境課長 軸 丸 英 顕  
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎  
 港湾課長 手 島 健 司  
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二  
 土木部審議員兼  
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一  
 教育委員会事務局  
 義務教育課長 谷 口 慶志郎  
 企業局  
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信  
 審議員兼  
 荒瀬ダム撤去準備室長 堀 敏 行  
 工務課長 福 原 俊 明  
 警察本部  
 交通部参事官 木 庭 強

---

事務局職員出席者  
 政務調査課課長補佐 森 田 学  
 議事課課長補佐 井 隆 彦

---

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日は、浦田委員が欠席でございます。

それでは、ただいまから第4回環境対策特別委員会を開催します。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審査させていただきますので、よろしく願います。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたい

と思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、前回委員会からの変更部分を中心に説明をお願いします。

これより執行部から説明をお願いいたします。

谷崎部長。

○谷崎環境生活部長 それでは、産業廃棄物の処理施設の公共関与推進に関する件の説明に入ります前に、一言お話をさせていただきます。

公共関与による最終処分場の整備につきましては、8月9日の南関町に続きまして、去る11月25日に和水町と基本協定を締結させていただきました。この最終処分場は生活環境の保全や県内の経済活動を維持する上で大切な施設であります。南関町、それから和水町に対して、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、地元の思いを真摯に受けとめて、誠意を持って丁寧に取り組んでまいりますので、県議会におかれましても、引き続きの御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○吉永和世委員長 それでは、公共関与による管理型最終処分場の整備について。

中島公共関与推進課長。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課中島でございます。着座にて失礼をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1、目的は省略をいたしまして、2の最近の取り組み状況から御説明申し上げます。

(1)の住民説明会等の開催状況につきましては、前回委員会で御報告した以降の動きを御説明申し上げます。次のページ、8行目か

ら太字ゴシック体で記載しておりますが、10月7日以降の動きとなります。

10月7日には、南関町地元区長会におきまして、アセス準備書及び先に町と締結をいたしました基本協定書の内容について説明をし、理解を図りました。16日及び30日には、地元関係地区住民を宮崎県の民間のクローズド型処分場の視察に御案内し、理解促進を図っております。

なお、記載しておりませんが、10月20日には、本委員会の管外視察として、北海道池田町のクローズド型処分場うめーるセンター美加登を御視察いただき、大変ありがとうございました。

その後、和水町におきまして、地元地区の役員組織であります対策協議会での受け入れ容認、それから関係区の住民臨時集会での容認を経て、町議会全員協議会での町長の受け入れ表明及び和水町議会の容認を受け、先ほど部長がごあいさつで申し上げましたとおり、おかげをもちまして、11月25日に、和水町、県、財団法人熊本県環境整備事業団の三者で基本協定書の締結に至りました。

(2)の環境アセスメント手続きにつきましては、アセスメント準備書の縦覧を行い、これに対する住民等意見書をいただきましたので、事業者見解をまとめ、関係市町長にお返しをしたところです。

今後、公聴会やアセスメント審査会等の手続を経て、年度内には準備書手続を終了する予定でございます。

3の今後の取り組みでございますが、基本協定書の締結により、今後、地域振興策の検討を行いますとともに、今議会の補正予算成立を待って用地交渉などの手続を進めますが、引き続き丁寧な地元説明を行い、理解を得ながら建設に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

鎌賀水産振興課長。

○鎌賀水産振興課長 5ページをお願いいたします。

平成23年秋期のノリ生産状況についてでございます。

別紙に、県漁連平成23年第2回入札会までの乾ノリ落札結果ということで表をお配りしております。

まず、生産状況でございますが、今期は、有明海、八代海ともに10月13日に採苗が開始されております。「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 今、資料を配付させていただいております——はい、どうぞ。

○鎌賀水産振興課長 今期は、有明海、八代海ともに10月13日に採苗が開始されております。その後、気象海況条件が悪くて芽流れという現象などが発生しておりまして、生産が不調に経過しております。

ただいまお手元にお配りいただいた資料は、県漁連で開催しておりますノリの入札会が先週金曜日行われておりまして、第2回でございますが、その結果を追加した枚数、金額を追加して表としてまとめております。

これまで2回累計の落札枚数でございますが、1億400万枚、金額は12億4,000万円で、平年と比べまして、枚数では71%、金額では74%という結果になっております。平年だった前年同期と比較しますと、3割程度の結果になっております。

資料はもとのものに戻りますけれども、2番、生産枚数が少なかった要因でございますが、10月中旬に採苗に適した水温になったものの、その後の降雨の影響や水温が高目で推

移したことが影響しまして、ノリの細胞の生育に異常を来したことなどによるものと見られております。

6ページの方に、これまでの水温の経過をグラフで示しております。

白丸で示しましたのが、平成23年度の水温の経過でございますが、グラフの中ほど、10月の下旬から11月の中旬にかけて平年よりも水温が低下しておりませんで、高目に経過したことがよくわかると思います。

3番目としまして、今後の対応でございますが、11月28日にノリ関係組合長会議が開催されておりまして、そこでは例年よりも早く漁場のノリ網を一たん撤去しまして、赤腐れ病などにかかった海を一掃し、中旬から冷凍網を張り込むことが決定されております。

県といたしましては、関係機関と協力しながら、漁場環境の把握と養殖指導を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

条例によります上乗せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加につきまして御説明いたします。

海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場、事業場の排水対策を行っております。有明海、八代海に流入するすべての区域を上乗せ規制区域といたしました。

施策の概要につきましては、前委員会でも御説明しておりますので、省略させていただきたいと思っております。

中ほどに平成23年度の取り組み実績を記載しておりますが、規制対象となっております約1,000事業場のうち、延べ245事業場に対し立ち入りし水質検査を行っております。水質基準の超過となりました6事業場に対しまして、まず、施設や管理体制に関連した事業

場に対して改善勧告を1件、それから、施設の運用ミス等に対しましての指導をいたしました。嚴重注意5件などを行っております。その後、改善結果の確認等を行っております。

今後、引き続きまして、各保健所を中心といたしまして、計画的な立ち入り指導と排出水の水質の確認等を実施しまして、水質基準の順守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

43ページをお願いいたします。

連携強化のため、国へのリーダーシップの発揮や情報共有化のためのネットワークの構築等の働きかけについてでございます。

2番の平成23年度の取り組みの②取り組み状況等(2)以降が9月より動きのあった事項でございます。

9月委員会で御報告いたしましたけれども、8月12日に、法改正によりまして、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律が公布、施行されております。この法律に基づきまして、平成18年12月から休止しておりました有明海・八代海等総合調査評価委員会が10月28日に5年ぶりに再開されております。委員20名中、再任が11名、新任9名が環境大臣から任命されております。

なお、本県からは、熊本大学の沿岸域環境科学教育研究センター長の滝川清教授が再任されております。委員基準は、現役の研究者であること、それから女性は3分の1と聞いております。

今後のスケジュールでございますけれども、委員会は年3回程度開催されまして、次回は年明けの1月から3月の間に開催が予定されております。

委員会が今後予定しております検討内容で

ございますけれども、まず、平成18年12月の委員会報告以後に実施されました調査研究をもとに現況を把握し、その評価をするということでございます。また、法改正により新たに追加されました項目、つまり追加されました海域、牛深の南西地先、それから五和・苓北地先の橘湾、それから新たに森林と海域環境との関係調査について検討を予定されております。また、再生目標を確認するため、関係者へのヒアリングを予定されております。そして、評価項目、審議体系、評価結果の取りまとめ時期などの決定を予定されております。10月28日の委員会では、顔合わせとともに、こうした事項が決められております。

本県としましても、積極的に対応し、また必要な要望をしまいたいと考えております。

環境立県推進課は以上です。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

47ページをお願いいたします。

提言項目は、諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施でございます。

前回委員会以後の動きとしましては、一番下の欄、取り組み状況等のところの(2)のところでございます。

国は、10月18日に環境アセスメントの準備書を公表いたしまして、10月31日から11月30日まで縦覧を行っております。

現在、パブリックコメントを求めているところでございますが、12月14日までの期限の後、県に対しましては、知事あてに意見照会が行われる予定です。

県といたしましては、学識者の意見も聞きながら、知事意見を提出することになります。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に

関する提言への対応について説明をお願いいたします。

田代環境立県推進課長。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。主な取り組みにつきまして御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

事業活動における取り組みの推進についてでございますけれども、9月委員会後の県の取り組み状況の主なものを御説明いたします。

申しわけございません。52ページをごらんください。

(ウ)の節電・省エネに係る啓発でございます。

本年度は、夏から電力不足の問題もございましたので、特に節電、省エネについての呼びかけに取り組んでまいりましたけれども、この冬につきましても九州電力管内では12月に原子力発電所すべてが停止予定でございます。12月から3月の電力需給が厳しい状況となることを見込まれているため、国及び九州電力からマイナス5%の節電要請があつてるところでございます。

本県といたしましても、県民や事業者の皆さんに積極的な省エネルギー、節電への取り組みをお願いしているところでございます。

資料にありますとおり、事業者に向けました節電、省エネに係る啓発といたしまして、(a)でございますけれども、これは環境管理システムとしてのエコアクション21のシステム、これの導入セミナーの実施のほか、(c)の温暖化防止の県民会議、これは知事が会長でございます、知事が出席されましたけれども、この県民会議におきまして、会員、事業者等に、県内事業所の積極的な温暖化防止の取り組みといたしまして、株式会社大進コンサルタントの会社を挙げてのハード、ソフトの取り組みの状況について事例発表をして

いただいております。

また、今月から、県ホームページで冬の節電、省エネを呼びかけておりますほか、あわせて節電、省エネのアイデア、あるいは出前講座、これは県職員または省エネルギーの専門家が出向く出前講座の募集を開始しているところでございます。

以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。

資料55ページをお願いいたします。

公共交通機関の利用促進に係る提言についてでございますが、(1)ノーマイカー通勤運動の強化等のうち、(ア)公共交通利用促進社会実験の実施につきまして御説明を申し上げます。

(b)にございますように、9月17日から10月16日の土日祝日に、県内の路線バスとJRを除きます市電、電鉄の電車を大人1人につき同伴する小学生以下の子供1人までの乗車を1回のみ無料とする社会実験を県内全域で実施をいたしました。

また、10月22日から11月27日の土日祝日には、有料で乗車した子供達を対象としたくまモングッズ等の抽選プレゼントを実施いたしまして、公共交通機関のさらなる利用促進を図りました。

さらに、10月15日には、電車・バス子ども教室を開催いたしまして、親子と家族間における公共交通機関への理解を深める機会とし、県内の45人の親子に御参加をいただきました。

交通政策課は以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

59ページをお願いいたします。

家庭におきます取り組みの強化についてでございます。

これも、ことしは特に節電について強化して取り組んでいるところでございます。夏も、ゴーヤ、アサガオを植えますグリーンカーテンを夏の風物詩とすべく、取り組みや啓発に取り組んできております。

(c)のライトダウンキャンペーン2011を夏にも実施いたしましたけれども、冬につきましても、12月末から2月にかけて、計4回のライトダウン+(プラス)といたしまして広く一斉消灯を呼びかけるつもりでございます。

プラスといたしましたのは、消灯、減灯のみではなく、スポット照明など効果的な照明になるよう工夫するという意味を加えまして、ライフスタイルを考え直すきっかけにできればということでございます。このつけ加えました1月6日は小寒の日でございます。それから、1月21日は大寒、それから2月4日は立春ということで、12月25日のクリスマスも含めまして呼びかけをしたいというふうに思っております。

それから、次、(d)くまもと環境フェアの開催でございます。

県民の温暖化防止に対する意識向上のため、昨日それから一昨日・土・日にグランメッセ熊本で実施しております。

内容といたしましては、くまモンが出席しました環境エコ教室、あるいは環境体験学習、クイズラリーなどでございます。9,200名の御参加をいただいたというふうに聞いております。それから、10月22、23日の日も、これは熊本市の動植物園、ここでの環境フェアでも、市あるいは環境省の九州管区環境事務所さんと一緒に啓発をしております。

それから、(e)県民総ぐるみ運動の推進会議の開催でございます。

先ほど触れましたけれども、県庁で230名の会員、団体、それから県民や事業者の方に参加いただいております。鹿児島県の出水市の六月田下自治会の地域を挙げてのCO<sub>2</sub>削

減運動、あるいは植木町の山東保育園、ここでの省エネルギーあるいは地産地消の取り組み、あるいはそれと連動した環境教育活動の取り組みについて事例発表をしていただいております。この会議の中では、県内ですぐれた温暖化防止活動を実践されております学校、団体等をくまもとストップ温暖化大賞として表彰しております。

次のページ、60ページをお願いいたします。

ゴシック体のところ、(ウ)のエコくまポイント制度モデル事業の実施でございます。11月から運用を開始しております。

仕組みでございますけれども、まず、登録されたエコ活動を行うことでポイントを獲得することができるということで、例えば専門の診断員が家庭へ訪問して省エネアドバイスをするとするときには、うちエコ診断というふうに言っておりますけれども、このうちエコ診断を受診しますと300ポイントのポイントカードがもらえると。このポイントカードを、飲食店あるいは電気店やDVD等のレンタル店、あるいは理容・美容店、小売店に持っていきますと、そこで値引きあるいは特別サービスが受けられるというような仕組みでございます。環境保全と、それから経済活動、これを結びつけるためのモデル事業として実証を今開始したところでございます。

引き続き、ポイントを付与する環境活動あるいは協賛店の増加に努めてまいりたいと考えております。

環境立県推進課は以上です。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

62ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進でございます。

ページ下の②平成23年度の取り組み状況でございますが、(2)企業の森づくりの促進といたしまして、県有林で取り組んでまいり

ましたオフセット・クレジットにつきましては、本年6月30日に開催された認証委員会で認証を受けました。10月3日に県ホームページで販売開始の連絡を行い、カーボンオフセットに取り組んでいる県内企業等へ販売を開始いたしました。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

冒頭申し上げましたが、前委員会からの変更部分を中心に説明をいただいております。それを中心にぜひ質問をいただければと思います。

それではまず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はございませんか。

○大西一史委員 公共関与による管理型最終処分場の整備についてということで御説明いただきました。

11月25日、和水町の方とそれから県と財団の方の三者で基本協定書が締結されたということで、これは非常に地元の住民の皆さんにもいろいろな面で御協力いただいて、そして理解をいただいたということが一つの基本協定書の締結ということにつながったということで、熊本県としては、これから進める管理型最終処分場の公共関与に関しては大きく実行段階として進んでいくということになるというふうに……。

それで、6月に、私は、この委員会の中でも結構議論をさせていただいたんですけども、やっぱり何でもかんでも安全だということではなくて、いろんなリスクであるとかそういったものもずっと勘案しながら、最適な状態というのが何なのかというのを常に検討しながらやってほしいというような話をしました。



その中で、よその事例、これは、この前委員会でも北海道の方で視察をされていますけれども、そういった事例も含めて、いろんなネガティブファクターというか、そういったマイナス要素というかな、そういったものも含めて、できるだけオープンに調査をしながらやっていただきたいということで、ほかの自治体の事例を調査してほしいということを申し上げたんですが、この間約半年ぐらいの間ですけれども、大体どういったところがわかったことといたしますか、プラス面とマイナス面それぞれあるというふうに思うんですが、その辺で今なかなか難しい部分もあったかと思えますけれども、どういう形で調査されたのか、あるいはまだなかなかそこまで至っていないのか、ちょっと教えていただきたい。

○中島公共関与推進課長 まず、最近の地元住民の関心事の最たるものは、東北の大震災がありまして、甚大なる被害が出ておりますので、そのことに起因をして、この処分場は大丈夫なのかというような御心配が一番大きいものでございます。

その後、私たちも、うちの職員を東北の宮城県の方に派遣をいたしまして、2カ所ほど処分場の被害状況の調査で実際に赴きました。処分場について言えば、震災直後、停電でありますとか、薬品の供給が難しかったため、一時期休止状態ではありましたけれども、処分場本体に被害があったという事例はございませんでした。

例えば、搬入道路に若干クラックが入ったとかという事例はありましたけれども、処分場自体の被害はなく、その後順調にしばらくしたら稼働をしておったというような状況でございます。

それから、その他の事例といたしましては、これまで幾つかの積み上げはございますが、幾つかのトラブル事例はございます。例

えば、ちょっともう具体の県を挙げるのは差し控えますけれども、他県におきましては、底面の遮水シートの破れというような事例が幾つか発生をしている事例はございます。これは主に埋め立て作業中の人為的なミス、いわゆる埋め立て最中に重機が当たったりして破ったというような事例とか、幾つか散見しておりますので、その辺のところは住民説明会においても私たちはつまびらかにして、そういうトラブル事例はありますと、ありますが、そういうのも教訓にしながら、私たちは、この熊本県で建設します処分場については、そういうことがないように徹底した安全対策を取り入れてまいりますというような御説明を申し上げているところでございます。

○大西一史委員 今いろいろお話がありました。

私は、いろんな全国の実例というのは、まだクローズド無放流型の実例というのは非常に少ないので、できるだけデータを集めるようにということで申し上げてきました。ですから、これからもそういうことをやっていただきたいというふうに思うんですが、そういういろんなネガティブファクターをやっぴりできるだけオープンにしながら、そして理解を得ていくと。そういうことが熊本県で起こらないようにこういう措置をしますよということが信頼につながっていくと思うんですね。だから、その辺は引き続きぜひやっていただきたいと思います。

北海道の視察を皆さんがされたとき、私はほかの公務でちょっと行けなかったんですけども、ただ、そのときのいろんな報告書なんかを読んでみますと、やっぱりいろいろまだ解決していない、例えばRO膜での水処理した後の濃縮水の塩の問題であるとか、濃縮水の乾燥に経費がかかるとか、いろんな要素が出ているようですから、そういったこともできるだけオープンにしながら、そして、そ

れに向けてどう解決方法を考えていくのかということをやっていただきたいということは、これはお願いをしておきます。

それと、もう1点。

環境アセスメント手続の中で、これは準備書手続を今やられているわけですが、この中で住民等の意見というのが出ているというふうに思うんですが、これはどういう意見が、市民意見というのかな、出されているのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

○中島公共関与推進課長 やはり一番多いのは地下水への心配でございます。地下水汚染への心配でございます。要は、漏れて汚染をしないかというような問題でありますとか、それから道路事情、オープンをすることによってダンプが若干ふえるというようなことで、あそこの近隣の道路は非常に幅員が狭いというよりも歩道の未整備区間が多うございますので、その辺の心配、それからあとは処分場が設置されることへの風評被害でありますとか、あるいはもう理屈ではなくて心情的に反対だというような意見もございます。もろもろございましたが、総数としては47件の住民意見書をいただいております。この意見書は、私どもがずっと住民説明会を続けてきている中で、もう既にそれまでにお聞きしている意見と同じでございます。

○大西一史委員 一応そういう意見書を踏まえた上で、その準備書の手続から今度は評価書の手続の方に移っていくわけですね。だから、今そうやって挙げられたような心配、懸念というのは、当然のことながらある程度クリアをされていくというふうに思っていますけれども、例えば地下水への心配、あるいは道路の問題なんか、幅員をどうするかという歩道の問題というのは、その辺も当然こういう配慮をしますよという話というのは今や

られているということなんですかね、地元に対して。

○中島公共関与推進課長 道路の問題につきましては、処分場そのものではございませんので、今後検討を予定しております地域振興策の中で改善を図っていくといたしますか、検討をしていくべき事柄だと思っております。

先ほど申し上げましたように、基本協定書の締結に至りましたので、ようやくこの地域振興策の話ができるような状況になってきたということで、今後検討してまいりたいと思っております。

○大西一史委員 一応これからいろいろな段階に進まれる中で、基本的にはそういう意見を踏まえてどう対応したかというところが、一番このアセス制度の根幹の部分なんですよね。そこでの環境に対する配慮、あるいは、そういう道路のことが直接環境保全というふうになるかどうかというのは微妙なところなんですけれども、しかし、通行の安全性ということも考えれば、それもある程度一体になるだろうというふうに思います。ですから、その辺について、このアセス制度の中で、できる限りやっぱり反映をさせていくということをぜひお願いしたいと思います。

それで、これはもう準備書は年度内で大体終わられる予定ということになれば、当然新年度からは、もう評価書の段階に入るというふうな認識で大体スケジュール的には考えてよろしいですかね。

○中島公共関与推進課長 もう年度内には準備書手続を終わらして、評価書手続までできれば入りたいと思っております。あとはもう時間的な問題ですけれども、年度内にすべて終わるのはちょっと厳しいかなと思っております。新年度にちょっとかかるのではないかなと思っております。

○大西一史委員 わかりました。できるだけ丁寧にやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 本当に、今回11月25日に基本協定書を結んで、和水町の方もいろんな思いがあった中で、こうして協定書まで行ったということで、これまでどおり県の方には地元の思いを酌んだ形の丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それから、幾つか確認なんですけれども、先ほどの課長の話の中で公聴会という話がありましたけれども、きのうですか、本当は南関町の方で公聴会が開催される予定だったと。実際それはどうだったのかというのと、あと、今後、これはまたあれですか、和水町の方でも公聴会を開催される予定ということになる——これは環境保全課の方になるんですかね。

○清田環境保全課長 ただいま委員からお話ありがとうございました公聴会につきましては、実は12月19日月曜日を予定いたしております。まだ実施は行っておりません。お話がありますように、環境保全上の見地からの御意見を公述いただきまして、その内容を知事意見の参考とさせていただくということで、複数回実施する予定はございません。一応南関町公民館で12月19日に実施するというので、12月5日までに締め切りをしておりますので、1回で大体終えられるかなというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 それから、今回の補正予算に財団への貸付金3億円というのがあります

た。これは恐らく用地の分だと思えるんですけども、いつも非常に思うところが、公共関与推進課と財団が、これからどういうスタンスで行くのかというところの基本的な考え方を若干教えていただければと思います。

○中島公共関与推進課長 この処分場事業の基本的な構想をし、後押しをし、それから最終的な責任を持っていくというのが熊本県の役割だと思っております。それを実際に事業化、具体的な事務を進めるところが財団法人環境整備事業団の役割だと思っておりますので、今おっしゃいました、今やっております環境アセスメントの実際の手続きでありますとか、今後用地の買収等々の具体的な事務事業を環境整備事業団の方で担ってまいるというふうな仕分けだと考えております。

○内野幸喜委員 あえて私が聞いたのは、やっぱり知事が最後まで県が責任を持つとおっしゃったわけですね。そこで、やっぱり一つの懸念として、その辺の立場がどうなのかとよく聞かれることがあるものですから、あえてお聞きしたんですけれども、基本的には微妙な立場というか、そういう形であると思っておりますけれども、県としてもしっかりと最終的なところまで責任を持つという認識でよろしいわけですね。

○中島公共関与推進課長 実は、先生も御承知だろうと思っておりますけれども、両町との基本協定書の中にも熊本県が最終的な責任を持つというのを明記いたしておりますので、その辺はどうぞ御心配ないようお願いいたします。

○内野幸喜委員 はい。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○田代国広委員 今回、協定が締結されて大変大きな前進であって、皆さん方の努力が報われたと思っております。

先般、北海道の池田町だったですかね、視察に行ったわけなんですけれども、すばらしい施設で大変感心をしたわけです。ああいった施設ができるならば、非常に安全性が十分保てるなど思っております。

ただ、もう1つ心配なのは、いわゆる採算性ですね。現在、本県におきましても、どこかで民間が今開発しているわけですよ。それが供給されると、恐らく県と民間との競争といいますか、そういったことも予想される気がするんですよ。そうなったときに、その無放流の場合は、どうしても工事が高くなるわけですから、民間は開放型でやっているわけですから、そういった工事費の関係で受け入れる場合の値段といいますか、そういったものに対する不安といいますか、つくったけれども民間にさらわれて余り入ってこない、そういったケースは全く想定されなくていいんですかね。

○中島公共関与推進課長 今先生の御指摘のとおり、今後の経営計画でございますが、決して楽観視しておるわけではございません。先生おっしゃるように、受け入れ料金あたりを民間さんと大体同様もしくは公共の方が安くするというわけにはいかないだろうと思っております。公共関与の方が一人独占してしまうというようなことはできないと思っておりますので、官と民とが共存共栄を図っていく必要があるだろうというようなことで思っております。

今試算をしておる埋立量の実績から勘案をいたしますと、年間4万トンから6万トンぐらいで毎年推移をしておりますが、このシェアを大体半分ずつぐらいに分け合えれば一番理想的なわけですが、料金的な工夫もしていきたいと思っておりますし、先生おっしゃる

ように民間さんを圧迫しないようにしていかなくちやいかぬと思っております。

現在、民間さんが2社あるわけですが、今の約束でありますと、私どもの施設がオープンするところには、民間が1社体制というような約束になっておりますので、収支整っていくのではないかなというふうに——楽観視はしておりませんが、そういう思いであります。

○田代国広委員 利益を出す必要はないかもしれませんが、大事な県民の税金を使うわけですから、当然採算についても十分配慮した運営といいますか、それについては、今後しっかりやっていただきたいというふうにお願しておきます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○森浩二副委員長 内野委員に関連してですが、これから事業を推進していくのに財団法人との関係はどうかとですかね。公共推進の課長から直接内容を聞かなくていいんですか。直接は聞かれぬとですか、財団法人の、今から運営していく。県を通してその内容を聞かぬと——どがんかとですかね。全然別個だからもう関係ないというような感じですか。

○中島公共関与推進課長 こういう議会の仕組みといいますか、を余り承知しておりませんのであれですが、ストレートに財団をここに呼んで聞けるかどうかは、ちょっと私も承知をいたしておりません。よくわかりません。ですので、私がお答えできるとするならば、今の私の立場、担当課、担当部を通して財団の状況を聴取するというようなことにはなれないでしょうか。よくわかりません。済みません。

○吉永和世委員長 補足はありますか。

○山本環境局長 県の財団でございますので、御報告は通常9月には報告をしている諸般の財団がございます。あれと一緒に御報告もすることになると思いますし、それから役員が県庁職員、副知事がトップになっておりますし、そういうふうなことで直接財団がここに座るかどうかはちょっと別といたしましても、事業の状況については必要に応じて御報告をしていくことになるものだと思っておりますのでございます。

○吉永和世委員長 そこら辺は、はっきりしていただいた方が今後わかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

○荒木章博委員 さっきちょっと中島課長が言うたように、九州産廃が27年3月に終了するわけですね。そういった中で、民間としては1社、公共施設としては1社。今ちょっと委員から話があったけれども、私は、ある程度利益を出さなければ、これはそれだけの設備投資をしているわけだから、やっぱりこれはいかぬわけですよ。これだけの金を使うわけですからね。その点で、やっぱり民間業者とのかみ合いですよね。そういった先のことから話さなくていいかもしれぬけれども、そういったところはどういうふうな考え方で今後進めていかれようとしているのかですね。

○中島公共関与推進課長 まさに先生の御指摘のとおりでございますので、赤字を出すわけにはいきませんので、仕組みといたしましては、民間処分場と同じように埋立料で建設費あるいは運営費あたりを捻出していくというような仕組みでございます。公共関与でありますので、必要以上にもうけ過ぎる必要はな

いと思うんですが、維持していく、赤字を発生させない、あるいは償還をしていくというような運営はしていかななくてはならないというふうに思っております。

○荒木章博委員 はい、わかりました。

地域振興策というのは、今から町あたりとも相談されると思うんですけども、大まかに言えぬでしょう。地域振興策というのは、まだ煮詰まっていない、余りそれを先に言うと、また途中でトラブルといけないから言えないですかね。

○中島公共関与推進課長 結論から申し上げますと、言えないというよりも、先生、まだ全く決まっております。白紙の状況でございます。

実は、今作業といたしましては、地元の方で振興策の要望を積み上げておる段階でございますので、まだ私どもの方にその要望が参っていない状況でございます。その要望等を今後お聞きしながら、場所でありますとか金額あたりを決めていく必要があると思っておりますので、現時点ではまだはっきりいたしておりません。

○荒木章博委員 非常に公共関与の最終処分地というのは、大変な御努力がなければここまで行かなかったと思っておりますけれども、今後も引き続き努力されると思っておりますけれども、ここまで取り組んでこられた関係課に非常に敬意を表したいと思っております。

以上です。

○瀧上陽一委員 今から地域振興策の検討をする、本体工事を見据えて用地交渉をやるということですけども、これは本体工事となればどっちが発注者になるのでしょうか。県でしょうか。

○中島公共関与推進課長 もう先ほど申し上げましたように、具体的な事業は、今後事業団の方で、財団法人の方ですべて進めていくというようなこととなります。用地交渉もしかり、それから発注もしかり、もちろん建設もしかりというようなことでございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

○井手順雄委員 諫早湾干拓もよかつかな。これはもうすぐ県知事あての意見照会があるというようなことですが、今準備書が提出されて、県あたりが開けたときの水質の関係が熊本県にどう関与するかというようなところを今一生懸命調べられているというような状況であります。この知事意見書の中に新たに何かこういったことを言いたいとか、こういった意見を取り込みたいとか、そういった状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

○鎌賀水産振興課長 まず、47ページの資料にもございますが、国が公表した準備書の素案につきましては、まだ予測モデルが十分でなくて精度が足りないとか、あるいは水産業への被害の発生がないといったことも書いてありまして、意見を言って精度を高める、あるいは不測の事態が生じた場合は補償を含めた万全の対応策を講じることといったような意見を出しております。それに従って準備書を変えて、その部分のある程度補強して公表されております。

今後の流れとしましては、先ほど申しましたとおり、パブリックコメントをまとめた上で知事に照会ということになるわけですが、具体的に県でどういった意見を出すかという

のはまだ全く検討しておりません。今後意見を求められた場合は、学識経験者あるいは有識者、そういった方々の意見も聞きながら、意見をまとめていくという段取りと考えております。

○井手順雄委員 国の準備書の中に、今言われたごと、開門しても熊本県には何の影響もないですよというような中身になっておるわけですたいね。しかしながら、熊本県としては、開門して一日もたたぬうち、もう開けた水が荒尾辺まで来るとような状況で、これは何の影響もないというのはないんじゃないのというような漁民の意見がほとんどです。

熊本県の水産のスタンスとしては、開門調査はしてくださいと、しかしながら、それに対して何らかの影響があったときには、その補償をしてくれと、これが基本的な考えである。このことをやっぱり強く言うていかぬと、国に対して、県の立場として。この辺がちょっとあやふやというか、そういう、国のいろんな影響がないとか、そういったアバウトに言うことじゃなしに、熊本県としては、もしこう開いたら、これだけ水が来てこれだけの被害がありますよとか、そういう想定をこっちの方から逆に出してやるべきだろうと私は思いますね。

パブリックコメントがそのまま出されて、そういった中身がなかったら、私はいけないと思うので、もうちょっと熊本県のスタンスというかな、熊本県はもうちょっと詳細な意見を国に対して申し上げて、それをコメントの中に入れていただくといった方向にせぬと、このまま行けば、はい、開けたら被害があったとした場合、ありましたとなったときに、ならあとどうするのという話ですよ。熊本県が補償するんですか。

そういったこともありますので、大ごとになります、これは。もうちょっとこの辺は、

今中身がわからないとかそうじゃなしに熊本県のスタンスを出して、これだけの影響があるからこれはどうするのという問いかけをする程度の、そのくらいの気持ちを持つとかぬと私はいかぬと思いますが、どがんでしょうか。

○鎌賀水産振興課長 漁業者の皆さんも、平成14年だったですか、短期開門調査をしたときに、汚れた水が来たんじゃないかとかというような話をされておりまして、そういったことから、現在、環境アセスメントの中で出ております数値予測、シミュレーションではなかなか数字として出てこない、あるいは言葉で言いますならば、被害が予想されないというふうな結果にはなっておりますが、そのあたりは漁業者の感覚とは若干ずれがあるかと思えます。なかなか数値だけでは予測できない、そういった問題もあろうかと思えます。

そこで、県といたしましては、準備書素案のときにも意見を申し上げておりますけれども、万が一被害が発生したというときには、補償も含めた万全の措置を講じる、対応策を講じることということで国には言っておりますし、今後もそういった意見を強く言っていきたいと考えております。

以上です。

○井手順雄委員 熊本県というか、あなたたちの考え方というのは、何とかの懸念があるとか、そういうものでアバウトで済ませてしまうところがあるんですね、いろんな今までのいきさつの中で。もう少し明確に、佐賀県も福岡県も長崎県もめいめいの立場で強く主張されておりますよ。熊本県だけが聞こえてこないんです、全然。熊本県の行政というのは、何を考えているんだと、諫早湾干拓に関して、開門するしないのことに、全然意見が通ってこないんですよ。

そういった意味では、もう少し熊本県の立場というものを考えて主張していく、これが私は大事と思うので、そこら辺を——今度コメントのほんちゃんに入ってきますので、そのときにはやっぱり今言ったごと、熊本県の立場というのをもう一度声を高々にほかの県よりもやっつかぬと、最後にやっぱり愚を見るのは漁業者なんです。そこをよく考えてください。

以上です。

○吉永和世委員長 要望。ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 八代海、有明海の再生に向けて、いろいろな方策の一つとして、藻場、藻類の養殖、二枚貝の養殖等々やってきておりますけれども、なかなか遅々として研究が進んでない。クマモトオイスターにしても、22年ですか、10万個配布して、ことし13万個ぐらいかな。私が最初聞いたときには、ことしは40万ぐらいできるだろうという話を聞いていたんですけれども、なかなか簡単にいかないと。アメリカに——熊本からすれば分家ですけれども、わざわざ西海岸に行って、水産試験場の方々、研究所の方々が勉強しにいったということですが、この予算額を見ても、200万か100万ぐらいの予算をつけとつてもなかなか進みませんよ。

水産関係も、漁港整備が大体終わって大きな削減になっているんですから、もう少しソフト面で予算を分捕ってやっぱりやらぬとな。これはやっぱりやるときには、ぼくとやらないとなかなか事は進まないと思えますよ。10万から13万か、養殖技術も、真珠業界が非常にウイルス系の病気で壊滅的な打撃を受けて養殖量が減っている中で、養殖業者についても、クマモトオイスターというのは期待を持っているんですね。それがまだまだこうやって遅々として進んでいかないというよ

うなことは、もうちょっとやっぱりこういうことは——もともと熊本のカキですから、研究、開発を進めて、早急な対策をしてほしいと思うんですけども、今の現状と将来計画はどうなっているのか、藻類も含めてお尋ねいたします。

○鎌賀水産振興課長 今年度、養殖業者にクマモトオイスターを配布しましたのは13万個程度でございました。というのは、種苗生産の段階では40万個、1ミリとかその程度の大きさの段階ですけども、それから養殖業者に配布するまではもう少し大きくする必要がありますので、中間育成といった形で育てておりましたけれども、その途中で死んだものがあって13万個ぐらいいしか配布できなかったというふうなことでございます。

クマモトオイスターにつきましては、何とか熊本で復活させようということで取り組んでおりますけれども、なかなか養殖という形で進める場合にはいろんな技術的な問題がございまして、コストを安く、あるいは死なないように、あるいは商品として型をそろえるといった技術的な問題がございまして、また、養殖業者といたしましても、真珠などの貝類を扱った養殖業者の方だけではなくて、全く経験のない方にも配布をして何とか養殖できないかというふうに取り組んでおりました。養殖技術そのものもまだ十分完成されておらず業者の方々もうまくできているというふうな状況ではございません。

そういったことで、なかなか委員がおっしゃるように一気に生産を上げるという状況ではございませんけれども、少しずつ問題解決しながらやっていきたいと考えております。将来的にはといいますか、来年度ぐらいいまでは何とか倍増できるような計画で臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 アメリカに行った経過と藻類についてもちょっとお話を聞かせてください。（鎌賀水産振興課長「アメリカ」と呼ぶ）クマモトオイスターについては、アメリカ西海岸に研究に行った……。

○鎌賀水産振興課長 アメリカの方では、もともと戦後向こうのカキの種が死滅したりなんかしたということで、熊本県の方から種苗として出荷をしております、それがアメリカの方で生産が伸びて、味も非常によく、好評を博してクマモトという名前がつくほどブランド化されて有名になっておりますけれども、私どもの方から、アメリカに2名、ことし視察に行っておりますが、実際どういった養殖のやり方をしているのか、それと例えば出荷する際の大きさ、規格、それと流通にどういった形で乗せているかというふうなことを調べてきております。

アメリカの方は、非常に粗放的といいますか、海岸に種をまく、干潟に種をまくといった感じで、特に手入れはしていないというふうな状況で、3年たてば一定のある程度の手ごろな大きさになるということで、それをそのまま出荷するというふうなことで、私どもが考えております、ある一定の大きさで、衛生管理もきちっとやって、ウイルスあるいは細菌による食中毒がないような管理をしてというふうなことは若干イメージが違っていて、かなり粗放的で、しかも大量に生産されているというふうな状況でございました。

以上です。

○西岡勝成委員 要望しておきますけれども、先ほど申しましたように、やはり大量生産に結びつくような体制づくりを、ぜひ、これは金もかかると思いますよ、やっぱり研究するためには。予算も獲得をしてやってほしいと思いますし、藻場については御説明がございませんでしたけれども、これもやはりい



ろいろ芦北高校あたりでも頑張っている部分もありますが、ぜひ研究にもうちょっと金をかけて早期にやっついていかないと、おかげさまで、ことしは気象条件が整わないということで赤潮が発生しませんでしたけれども、これはまたいつ何どき条件さえ整えばシストがよみがえってくる可能性もありますので、ぜひ複合養殖の中での有明海、八代海の再生ということも期待をしながら頑張りたいと思っています。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○森浩二副委員長 最後に。

今のノリの状況はどがんですかね。もう水温は下がってきたつですか。

○鎌賀水産振興課長 今は、9日金曜日までに沖合の漁場の網も全部撤去して、きょうから冷凍保存をしていた網を展開するというふうな状況でございます。水温もそこそこ下がっておりますが、それぞれの漁場、若干様子が違いますので、様子を見ながら展開を張り込みをしていくというふうな状況だと考えております。（「一部会は15日からばい」と呼ぶ者あり）全体的に今まで決まったのは12日からというふうなことで、それぞれ漁協によって、あるいは漁場によって、沖合の方あるいは支柱漁場というのが岸の方でございますが、それによって若干状況が違うようございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 1つ要望を。

環境立県推進課ですね。43ページ。

有八の特措法改正で、先ほど説明がありましたけれども、このイのところですね。森林と海域環境との関係調査、漠然とは、やっぱり海は山の恋人とか、逆かな。そういう話が

出ておまして、いろんな文献を見ても、非常に密接な関係が一体不可分の関係があるというふうに言われておりますが、この検討結果をちょっと見たいと私は思います。私は山の間人ですけども、どういった影響が具体的に出てきているのかと、それからいろんな多方面の角度から研究をやるということですので、非常に興味がありますので、ぜひまた中間報告でも結果報告でもしていただきたいと。要望です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行います。質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 今、立県推進課の方から報告をいただきました。

特に、この1年というのは、温室効果ガスの削減条例が開始しまして、4月1日からいよいよ取り組みが始まったわけですが、その後、東北の災害に係る福島原発、あの事件が発生いたしまして、想定外の出来事の中で、私たちも、この条例制定の効果を発揮させるための取り組みが開始されたわけですが、あの事件によって、内外ともに大きな温室効果ガス削減に係る取り組みに変化が起きてきているんじゃないかというふうに思います。

特に、ここにも書いてありますように、再生可能エネルギーの電気の調達にかかわる特別措置法、こういうものも改めてできたわけですけども、そういうことによって、この間4月1日から実施されました各事業所の、つまりそういう取り組みの報告ですね。計画書の作成と、それから報告、そしてまた報告によってそれを県としても公表するというぐあいぐあいになっているわけですが、この辺の仕組みの問題について、そういう客観的な大きな変化の中で、県としても取り組み状況が少し厳しい問題だとか、変化をせざるを得

ない問題だとか、そういうことが当初私たちが想定したこととは別に起きているんじゃないかというふうに思っているわけですし、どがんですかね。その辺の状況の変化というのは起きているかどうかということについて、あるいは、これまで想定した事柄によって順調に推移しているか、この辺の状況を少しお話しいただきたいと思います。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

ちょっと説明をはしょらせていただきましたけれども、51ページの下の方に条例の運用の状況ということで、ここに条例の中に新たに加えました大規模な事業所さんは計画書を出していただきたいということでございます。

こういうような形で、事業活動の計画書は205事業所、それからエコ通勤が41、それから建築物のエコ配慮、これが76建築主ということで、当初我々が予想しておりました大規模な事業所さんはCO<sub>2</sub>の削減計画を出していただいているというような状況でございます。県全体の総排出量から言いますと、大体0.7%の削減効果が今出てきつつあるというふうに計算をしております。

それから、その下に中小企業者への補助金ということで、これは前回にも御報告いたしましたけれども、7月までの間で17の事業所さんがこれを活用して省エネ事業に取り組んでいただいているというような形で、条例に盛り込みました規定と申しますのは、順調に申しますか、推移しているとは思っております。

そういう中で、3.11以降、非常にエネルギー問題に対して関心が高いと同時に、原子力発電がとまって火力発電等に推移するというところでございますので、いわゆる電力に占めますCO<sub>2</sub>排出の原単位と申しますけれども、それが高くなっていくんじゃないかなと

ふうに非常に懸念をしております。

そういう中で、事業所さん等におきましては、前回御報告しましたけれども、例えば自動車販売店の協会さんが、県職員も来てくださいますということで、CO<sub>2</sub>の問題も含めて、節電、省エネの問題について研修をされるといったようなことも広がっておりますし、また、いろんな環境管理システムの研修会の中でも節電について勉強しようということで取り組んでいただいております。

そして、これは県民アンケートでございますけれども、ことしの5月でしたか、調査しました県民アンケート、昨年までは温暖化対策に取り組んでいるという方が大体7割位しかなかったんですけれども、94%位まではね上がっております。実際取り組んでいるというふうにアンケートでは答えられたという方が非常に多うございまして、意識の高まりというのは非常に感じているところでございます。

もう1つ、この意識が行動として定着するような形で我々のライフスタイルが少しずつでも変わっていくように、ビジネススタイルが変わっていくようにという形で、いろいろ国の方から、あるいは省エネルギーセンターなどから、こういうふうにしたらいいですよというノウハウものとかいうものが出ております。こういうものを広く公表し、また、県のホームページにもそういうものをたくさん載せております。そういう形で呼びかけをしているということで、一過性に終わらないような感じをつかまえて、短期的な節電とそれがつながっていく形での温暖化対策ということになるのではないかと思います。

そういう中で、先ほど御紹介がありましたような再生可能エネルギーの特別措置法、これは全量を買取るというような法律でございますので、こういったものが引き金になって、環境に優しいと申しますか、CO<sub>2</sub>を排出しないようなエネルギー構成になっていけ

ばというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○鬼海洋一委員　そこで、つまりこれまでのこの温室効果ガスを削減するための取り組みの基礎といいますか、これは、日本における原発というのは、その中に含まれて、その想定のもとにずっとやられてきたことだというふうに思うんですね。ところが、こういう状況になりました。各家庭でももちろん節約していかなきゃならぬわけですが、それが電気を使っていたものが、今度は、代替というか、石油を使うだとかという状況に相当傾斜していくところだって出てきているんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、その意味では、この辺は私たちが想定をした削減の一つの軌跡、将来の方向性というのが変更せざるを得ないような状況になっている可能性もありますから、今一番後段にありました、この再生可能エネルギーの特別措置法によって、新たな代替エネルギー源に対するさまざまな支援活動というのを行っていく必要性が出てきたと思うんですね。

そこで、これまで県では、例えばソーラーだとか、そういうさまざまな事業に対する支援措置が行われてきたわけですが、この状況の変化の中で、その支援措置の変化といいますか、もうちょっとは予算をふやそうとかという、こういうことはやられているんでしょうか。森永さんのところですね。

○森永新エネルギー産業振興課長　新エネルギー産業振興課でございます。

今鬼海委員からお尋ねがございましたように、原発の事故、大震災を通じて、再生可能エネルギー——本県では新エネルギーとっておりますが、に対する政策上の重要度がまず高まっており、それと相まって県民の意識

も今お話があったように変化してきております。

本県では、今住宅向けのソーラーの補助金を出させていただいておりますが、具体的にはあす御審議いただきますが、当初の枠の4,000件の住宅ソーラーに、大体今年中ぐらいにはほぼなくなる状況でございますので、補正予算の御審議をお願いすることにしております。

○鬼海洋一委員　非常に心配しておりますのは、当初、何回も言いますけれども、想定外の出来事の中で、この実行効果を発揮させるという意味では、相当考えなきゃならぬことが相当出ているというふうに思うんです。その中の一つが、やっぱり今お話がありましたように、もう既に予算が足りないという状況になっている。その開発予算をどういうぐあいにするかというのは、やっぱり現実的にやっていくための行政の政策として重要な一面ではないかというふうに思うんですね。

そこで、そういうものに対する国からの——法律はつくった、あと、そういう意味での財源の措置については何もないという状況なのかどうかという、新たな財源を確保するための国の支援というのは、あっているんでしょうか。

○森永新エネルギー産業振興課長　再生可能エネルギーの法律は、従来、経産省を初め、国のもともとはハードの補助金があったもののいわば代替措置として全量買い取り制度が導入されたという位置づけがございます。

それで、再生可能エネルギーの導入促進というテーマについては、来年の7月から導入が予定されています。全量買い取り制度の導入を前提に、民間の投資といいますか、ソーラーを初め新エネルギーの導入につなげていくということでございます。全量買い取り制度自体が、いわば国の支援制度という位置づ

けでございます、それで進めていくと。

ただ、先ほども立県の方からございましたように、大震災以来、新エネもちろんですが、省エネを含めて、エネルギー全般についての中長期的な方向性の議論も進めておられますし、あわせて、予算上も、今年度の3次の補正、あるいは来年の当初の要求に向けて、いろんな幅広い需要面、あるいは供給面、それぞれの対策が今打たれようとしているところがございます。

県としても、そういった新しい国の動きも踏まえて、必要な対応をしていきたいと考えているところがございます。

○鬼海洋一委員 御苦労ですけれども、ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。明日は、経済常任委員会に所属されている方は、ぜひ議論をいただくようお願いしておきたいと思います。

別個で1つ。

そこで、この委員会の中でも随分議論されてまいりました公共交通機関への乗りかえの運動展開の問題です。

パーク・アンド・ライド、これは宇土駅ということもあっておりましたけれども、このなかなか難しい問題は乗り継ぎですよね。乗り継ぎをして利用する方々が、どうやって効果といいますか、乗ってよかった、ただ単にガソリンの使用量を減らしたということだけではなくて、やっぱり車で通勤していたときとほとんど変わらない時間の問題だとか、そういう問題をどう担保していくかということが非常にかぎだというふうに思うんですが、今このパーク・アンド・ライドの取り組みの状況と、それから、特に最近の状況を聞くところによりますと、熊本市内のバス路線の、例えば病院等に対する乗り継ぎだとか、こういう路線の変更等もなされたというふうにお聞きしているんですけれども、そういう意味で、この間少しは進んだのかなというふ

うに期待いたしておりますけれども、そういう公共交通機関への乗りかえの問題だとか、パーク・アンド・ライド、この取り組みについて少しお話しいただきたいと思います。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。

今の御質問の2番目といたしますか、後段の部分、熊本市内のバス路線の件でございますが、それについて、まず私の方からお答えしたいと思います。

特に、通院をする方の利便性の向上ということで、東バイパスを運行するバスにつきまして、済生会病院ですとか、熊本市民病院、それから日赤病院、こういった病院を結ぶ路線につきまして、新たにバス路線を最初実証運行いたしまして、事業者の方で取り組んでまいりまして、それで一定の効果があったということで現在は本格運行をいたしております。

実際の利用状況については、ちょっと申しわけございません、今手元に資料がございませんけれども、一定の効果はあっているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○益田都市計画課審議員 都市計画課でございます。

パーク・アンド・ライドの利用促進にいたしました最近の取り組みについて御説明をしたいと思います。

資料の方が56ページをお願いいたします。

56ページの(3)乗り継ぎの円滑化のうち、(ア)利用促進に向けた取り組みでございます。

この中で、④でございます。事業者への利用促進の働きかけを現在行っております。

ここにありますとおり、エコ通勤環境配慮に取り組んでおります特定規模事業者8社に対しまして、去る10月、11月に訪問をいたし

まして、通勤時におけるパーク・アンド・ライドの周知、広報及び利用促進の働きかけをしております。

次に、⑤でございます。既運用中の駐車場事業者への改善の働きかけでございます。

駐車場事業者6社を、去る10月、11月に訪問をいたしまして、利用者からの要望のありました駐車場の改善につきまして取り組み状況を把握し、さらなる改善について働きかけを行いました。

それから、次のページ、57ページでございます。一番上の方でございます。普及促進に向けた取り組みのうち、(a)JR宇土駅駐車場への支援でございます。

JR宇土駅では、平成24年1月から、パーク・アンド・ライドの運用を暫定20台で開催することとなっております。平成24年度までに10台を追加いたしまして、全30台を運用する予定となっております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 一定の効果が上がっているというお話でしたが、それに乗る乗客がどれくらいいるかというのが把握されておらぬなら、なかなかその把握も難しいというふうに思いますから、ぜひその点を把握されながら、さらに効果が上がるような状況をつくっていくための施策を展開していただきますようお願いしておきたいと思っております。

パーク・アンド・ライドも、何回も何回もこの中でも申し上げたわけですが、やっぱり利便性を利用する方に提供するということが最大の効果を上げる方法ですよね。その辺も含めて、改めて御検討いただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○大西一史委員 ちょっと関連していいですか。

パーク・アンド・ライドについて今ちよっ

とお話がありましたけれども、これはおおむね100%近いようなところというのは、まあやっぱり便利だからということもあるんだろうというふうに思うんですが、なかなか台数はやっぱりふやせないと思うんですね、キャパ的には。この利用率の低いところというのは、やっぱりそれなりにこれは利用料金ですね。こういったものの見直しというのはできないんですかね。

というのは、大体1カ月あたりに2,000～3,000円とか、大体そういった契約金額になっているというふうに思うんですが、やっぱり利用が低いところには、いろんな公平性の観点とかいろいろあると思うんですけども、やっぱり利用促進のために若干キャンペーンで値下げをすとか、そういったことで効果が出るのであれば、これは別にこれでお金取ってどうこうという、それでもうけようという話じゃないわけですから、そういったことも検討されてみてはどうかと思うんですが、そういったことはどうですかね。難しいですか。

○益田都市計画課審議員 都市計画課でございます。

パーク・アンド・ライドの利用につきましては、57ページの表にありますとおり、現在52%の稼働率でございます。これは、パーク・アンド・ライドの利用が本格化いたしました3～4年前に比べますと、きちんと少しずつ伸びてはおりますけれども、全体といたしましては、まだ思うように契約が進んでいないというふうに考えております。

ただ、その理由につきましては、一番は朝夕の運行便数がやはり十分ではないのではないかと考えております。また、バスにつきましては、やはり渋滞というのがどうしてもございまして、定時性の問題があるのではないかと考えております。また、駐車場につきましても、必ずしも

便利なところにばかりあるわけではございませんので、このような今申しあげました3点につきまして、交通事業者等への働きかけを今後ますます進めていく必要があるというふうに考えております。

○大西一史委員 だから、値下げとか現実的に可能なのかどうなのかという話ですけれども……。

○益田都市計画課審議員 その点につきましても、また交通事業者の方と十分協議をしてまいりたいというふうに思います。

○大西一史委員 いずれにしても、そういう利用されない状況というのは、駐車場の場所であったりとか、運行便数とか——運行便数が多分そういう意味では一番大きい要因かなというふうに思いますが、いろんなものをミックスしてやっていかないと、なかなか伸びていかないと思うんですね。52%は、確かに以前に比べれば伸びていると思うんですよ。シフトしている。

そして、またさっきいろいろなお話がありましたけれども、環境に対する人々の意識というのはやっぱり大きく変わってきたという今の時期だから、そういう意味ではチャンスだと私は思うんですね。PR、街頭広報活動なんか56ページに書いてあるけれども、やっておられると思いますけれども、やっぱりまだまだそういうところは知らないという人もやっぱり多いと思うんですよ。

だから、この際、私は何もずっとその値段を下げてどうこうということを言っているわけじゃなくて、やっぱり一定の期間、そういった利用を伸ばすための方策を検討してみてもどうかということもありますので、これは財政的な面もあるので、すぐ答えろとは言いませんけれども、ぜひそういったこともミックスしながら検討していただきたいという

ことを要望しておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 メガソーラーの件で先ほどちょっと関連して質問したかっただけですけども、孫正義さんがメガソーラーの構想を発表されて、うちの蒲島さんもそのグループに入られて再生エネルギー法案も通ってあれですが、今どういう、県内で候補地があって申請をされているのか、その辺の状況をちょっと森永課長。

○森永新エネルギー産業振興課長 メガソーラーのソフトバンクとの関係についての御質問でございますけれども、6月ぐらいに県内候補地はないかということでお問い合わせがございまして、当時、各市町村、それから県庁内関係課全体に、適地がないかどうか、ちょっと御相談いたしまして、110数カ所、これは現況いろんなものを含めて入っておりますが、そういう全体の一覧と、その中でもきちんとした基準は先方さんも示してないんですけども、比較的こういうのはどうかというのを数例含めて御提案をしたところでございます。

その後、全体的にソフトバンクとしていろんな検討を進めておられるところでございます。県内でも数カ所現地調査もされて、その中で候補として検討中のものが出てきているという状況ではございますが、いずれにしても、いろんな土地の条件からいって全国的にいろんな検討を進められておりますけれども、いろんな条件面、まだきちっと折り合っているわけでもないし、全体の事業をどう進めるかも含めて今検討されているようでございますので、現状ではその動向を見守っているという状況でございます。

県としても、どういう対応が必要なのか、

先方の動きを見ながら対応していきたいと考えているところでございます。

○西岡勝成委員 メガソーラーだけで原発のエネルギーを代替できるとは思いませんけれども、電気料金のことについてもいろいろな問題もありますし、あるにせよ、できる部分はそういう代替エネルギーを使っていくということの方向性は正しいと思いますので、可能性のある限り、そういうものができるように努力をしていただきたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかに。

○荒木章博委員 それでは、エコくまポイントの制度についてちょっとお尋ねします。

60ページですけれども、今こういう制度に取り組みられて、一応350万ほど予算を計上して取り組まれておりますけれども、立ち上げとしては半年ぐらいで取り組んでおられるようですが、その状況あたりをちょっとお尋ねしたいと。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

60ページのところに若干書いておりますけれども、夏ぐらいからかなり準備をいたしまして、そして実施していただく事務局を公募しまして、2者手を挙げられました。そういう企画コンペをしながら決定いたしまして、11月から開始をしているという状況でございます。

このところでサービス提供協賛店128店舗というふう書いてございますけれども、先ほどちょっと朝から確認しましたら、今150店舗を突破しているというような状況だということで、広がりを見せているのかなというふうに思っております。

先ほどちょっとうちエコ診断の例を申し上げましたけれども、そのほかにも11月の末でし

たか、ロアツの試合にシャトルバスで行かれる方には100ポイント券を配るといったようなことをして、500名の方がその配布を受けられたといったようなこと、それから、昨日と一昨日、環境フェアの中でも、子供たちにエコノートをつける勉強をしたり、あるいはマイ竹ばしづくりを体験していただくというコーナーを設けましたけれども、そういうものを体験した子供さんにもポイントカードを差し上げるといったようなことをやっております。そういったものを持っていけば、例えばドリンクが100ポイントで100円分割り引きになるとか、あるいは、理容店に行きますとワンカット1回分で100円から300円割引くといったようなところを実際今やっているというような状況でございます。

現状は、そういうようなことでちょっと広がりを見せているのかなというふうに考えているところでございます。本来ならば全県下でやりたかったんですけれども、準備等で期間が限られたこと、それからモデル的な事業ということでございまして、実際、企画を出してこられた2者の方が、いずれも地域限定型でまずやりたいということでございましたので、そういうことであればということで、まずは熊本市を中心としたところで考えたいということで、協賛店の方は熊本市を中心としたような地域でございますが、環境活動の方は26活動登録していただいておりますけれども、これは県下あちこちでの環境活動も登録していただいているという状況でございます。現状はそういうことでございます。

○荒木章博委員 非常に、この取り組みは半年にもかかわらず150社を超えて、環境活動の団体との取り組みというのは、私は高く評価をしていいと思うんですね。環境省がエコアクションポイントということでJCBと組んでやっていますけれども、ちょっと行き詰まっているんですね。私の娘も今の前の

環境大臣の秘書として東京におりますけれども、こういう熊本のエコポイントの活動というのは非常に高く東京でも評価をされている。本庁でも評価をされている。それで、実際370万の予算として今回計上して、3月で切れるわけですよね。だから、このお金というのは、啓発活動とか、このチラシとか、ポイントカードとか、こういうので使ったわけで、事業者にお金が行くというわけじゃないわけです。

ですから、私は考えるところ、やっぱり新年度も、この370万という金額でなくても、その半分でも3分の1でも啓発活動に取り組んでいかなければ、環境省ですらやっぱりしりすぼみになっていっているという状況で、せっかくこういうアイデアを使って、本当に民間の人たちが、エコ活動でやろうということで取り組んだり、環境活動で取り組もうとされているわけですから、やっぱりこういうものの高い評価を受けている熊本県に対して、今後も取り組まれる考えはないのかということ、そしてまた1年間ぐらいやらせないと社会の信用性というのはつかないんですよ。たった半年ぐらいで——せっかく30が40になって150までになった。環境省本体自体も高く評価をしている。こういったすごい着目点のこの取り組みに、私は今さっき言ったように高い評価をしていると。だから、今後どういうふうと考えられるか、部長あたりにちょっとお尋ねしたいと思えますけれども。

○谷崎環境生活部長 このエコくまポイントについてはもう少し早くスタートさせたかったですけれども、先ほど言いましたように制度設計的なものに少し時間がかかりましたので、今委員の方からも評価をいただいていますけれども、そういう意味では非常に私どもが考えた以上に進んでいるなど。もう少しPRもちょっとやっていかなきゃいけないというものはありますが、おっしゃったとお

り1年間ぐらい、ある程度長期の視野で見なきゃいけないんだろうなというところもあります。

とりあえず今年度の状況をもうしばらくちょっと見させていただきますが、そういう状況の中で、来年度も引き続きなるかどうかということは、今委員からも御意見がございましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○荒木章博委員 何回も言うようですけども、せっかくここまで立ち上げて150社ですね。県庁の売店も、何かパンを買うところですかね、そこでも1,500円以上買ったら、このエコくまポイント100円をいっちょ使っていいと。100円割引になると。県庁の方も、やっぱり利益を除外して、こういう環境対策ならば取り組もうと。やっぱりそういう、だから、日専連とか、NC熊本とか、そういうところまで広げて、県を挙げて熊本県は環境立県くまもととして取り組んでいるという姿勢をやっぱり今後も見せるべきじゃないかなと、示すべきじゃないかなと。それには、たった1度の3カ月ぐらいの取り組みで、それで成果が出るはずがないと思うんですよ。

だから、せっかく上昇しているものだから、引き続き、全額ということではなくて、前回350万ぐらいあったんですから、少しでも協力をしてやって、こういうチラシ代とか、そんなところぐらい協力してあげていいんじゃないかなと、そういうふうに思いましたので、強く要望しておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 済みません。またまた51ページの環境立県推進課の話ですが、再生可能エネルギー買い取り法案特別措置法ができましたけれども、国が定める一定の期間、価格



でということです。

例えば、阿蘇の風力発電が3つばかりありますけれども、皆さん方から非常に不評で、環境を壊すだとか、大してもうかりもせずにと、あるいは故障ばかりしてとか相当悪口をたたかれました。だけど、3.11以降、非常に見直しが意識がぼっと変わりまして、いや、いいじゃないかという話で、何かこう意識が変わったなという感じではありますが、あれは企業局ですから、九電さんとちゃんと提携をしながら買い取っていただくということでの話だろうと思いますけれども、要は、あと6カ月しか——7月1日ということになれば、期間が6カ月しかないわけですね。もちろんそれ以降も、それがスタートになっていろいろ出てくるということもありですけども、一定の期間とか価格とか、やっぱり県民は知らないし、その辺の事業を大体県の方ではこれくらいの事業が公表になるんじゃないかと、ある意味把握してらっしゃる部分があるのではないかと。そして、半年ぐらいの間にやっぱりやらなきゃならぬことがまだまだあるんじゃないかなというふうに思っております。

その点が1点と、もう一つは、やっぱりバイオマスの関係あたりでも、農林水産委員会が八代のハウス施設園芸の方に新しいバイオマス関係のA重油に代わるものを出しておられるということでもありますけれども、そこがきっかけになっても私はいいと思うんですけども、施設園芸はいっぱいありますので、もっともっとやっぱりこれまでよりも加速させる必要があるというふうに思っておるわけですけども、何か聞きますと、どうも1社か2社ぐらいのところに委託をして研究開発をしてくださいというような話でございましてけれども、もっともっと競争させて、今の時代ですから、例えばペレットストーブをぼっと燃やしていきながらとか、いろんな角度からあると思うんですよ。だから、わずか1社

じゃなくて、いろんなところに研究開発をさせるような、そういった考え方をお持ちでないのか、その2点をちょっとお尋ねします。

○森永新エネルギー産業振興課長 最初の再生可能エネルギーの特別措置法についての動きについてということでございます。

これは先ほどもちょっと御紹介いたしましたように、民間の事業者が中心に新エネルギーの事業をいろいろやる際の支援制度として設けられた制度でございます。

県内、例えば先ほどもございましたメガソーラーとか、民間の方でいろんな適地を調査したりとか、そういう御紹介をされたりとかいう動きもございます。だから、風力とか、地熱とか、民間事業者で、今お話があったように、買い取りの期間とか、あるいは価格ですね。これにつきまして、今委員がやっと選任されつつありますが、国会の同意が得られて選任されて、その委員会を具体的には1月からぐらいにスタートと聞いております。最短で議論されても2月、3月ぐらいに価格とか期間が決まっていくのかなという見通しが今あるようございまして、今のところ、民間がいろんな事業をやるに際してどういう収支で事業をやれるのかという、そのシミュレーションと申しますか、それを今それぞれでやられているという状況でございます。

県といたしましては、そういう法律自体が民間事業を中心としたものでもございますので、そういった動きにつながるような情報提供をさせていただいたりとか、いろんな許認可関係の窓口とか、そういうのを含めての体制の整備と申しますか、そういう準備を今進めつつあるという状況でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

後段のバイオマス関係でございましてけれども、本年度、私どもが窓口になりまして、バ

バイオマスの今後の推進計画をつくろうということに取り組んでいるところでございます。まだ途中でございますけれども、今、庁外検討委員会を含めまして、第1回、第2回を開いたところでございます。今素案をまとめている途中でございますけれども、そういう中で、庁内関係各課も、そういう検討組織といえますか、連絡組織を設けておきまして、いろんな取り組みをもっともっとやっていこうということを考えております。

それから、環境立県推進課の方では、これはもうちょっと前からでございますけれども、エコ燃料研究会というものをつくっております。そちらの方でいろんなエコ燃料を使う中で、いろいろ課題があると。こういう副産物といいますか、こういう廃棄物といいますか、そういうものが出るよと、これをじゃあどう処理したらいいだろうとか、いろんな先進例も含めたところで、そういう研究をしているところでもございます。

そういう中で、おっしゃいましたように、いろんな場所でいろんなやり方があろうかと思っておりますけれども、もっとこのバイオマスをうまく使って、最終的にはそのエネルギーとして使うというものも一つだと思っておりますので、いろんな工夫ができると思っておりますので、もっともっと進めていきたいというふうに思っております。おっしゃった点につきましては、関係課の方で十分また咀嚼して進めていきたいと思っております。

○佐藤雅司委員 森永課長のところは1月、3月ということですが、やっぱり事業者がわかれば、自分のところでエネルギーが発生するということで、ある程度行けるんじゃないかという。やっぱり早く示して——国が決めていくことでしょうけれども、そういったところはしっかりお願いしたいと思っておりますね。

それから、バイオマスの関係については、

どうも私は7～8年前ぐらいから農業研究センターでいつも言っていますけれども、扇風機の化け物のようなものができとったんですよ。300万ぐらいするそうですね。だけど、いつまでたってもやっぱり実用化に向けての話が出てこないということから、今計画をつくるといいますね。何かちょっとこうブレーキを踏みながらアクセルは全然踏んどらぬという感じがしますけれどもね。まあ、とにかくこの時代ですから、しっかり頑張ってもらいたいなど。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、その他に移ります。その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第4回環境対策特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長